

表(1) 保険料の料率

	区分	平成22年度	平成21年度	差引
医療分	所得割率	6.80%	5.92%	0.88%
	均等割額	21,020円	19,810円	1,210円
	平等割額	23,170円	22,690円	480円
	最高限度額	500,000円	470,000円	30,000円
支援金分	所得割率	2.35%	2.07%	0.28%
	均等割額	7,000円	6,810円	190円
	平等割額	7,710円	7,800円	- 90円
	最高限度額	130,000円	120,000円	10,000円
介護分	所得割率	2.12%	2.07%	0.05%
	均等割額	6,460円	6,970円	- 510円
	平等割額	5,450円	5,930円	- 480円
	最高限度額	100,000円	100,000円	0円

**保険料の負担**  
みなさんに納めていただく保険料は医療分・支援金分・介護分に分かれています。医療分は加入者の医療にかかる分、支援金分は、後期高齢者医療を支える分です。また、後期高齢者の医療にかかる「支援金分の保険料」は、後期高齢者の医療にかかる費用から、「介護分の

た、介護分は40歳から64歳までの加入者(第2号被保険者)にかかる介護保険分です。「医療分の保険料」は、1年間に必要とする医療費の見込額から、また、「支援金分の保険料」は、後期高齢者の医療にかかる費用から、「介護分の

**平成22年度 国民健康保険料のしくみ**  
**国保が守るみんなの健康**  
国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やケガをしたときに安心して医療を受けていただくための制度です。また、国・府・市の負担金など加入者(被保険者)の保険料によって医療費を支払うという、市民のみなさんにとって、もっとも身近な医療保険制度です。市では、平成22年4月1日現在で、12,618世帯(加入率40・8パーセント)、21,964人(加入率27・4パーセント)が国保に加入されています。今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

**保険料の料率**  
保険料は、医療分と支援金分、介護分それぞれ別の所得割額・均等割額・平等割額を計算し、これらを合計した額を納めていただくことになります。平成22年度保険料の料

**保険料の料率**

医療分と支援金分、介護分をあわせた保険料の額は、市民税や固定資産税などと併せて「平成22年度市税等納税・納入通知書(納税通知書)」により、6月14日付けで、世帯主あてに通知する予定です。保険料が年金からの天引き(特別徴収)となる人には、6月中旬から下旬ごろに別に通知させていただきます。

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料の多少にかかわらず、受ける医療などの内容は同じです。このことから、保険料には負担の限度が設けられています。

**保険料の限度額**  
医療分、支援金分、介護分それぞれの限度額は表(1)のとおりです。

「均等割」は加入者の人数に応じて負担していたり、加入世帯に均一に負担していたりもしています。

「所得割」は、加入者の前年の所得金額から基礎控除などを引いた金額に所得割率を乗じたもの、

率(単価や率などのこと)は、表(1)をご覧ください。「所得割」は、加入者の前年の所得金額から基礎控除などを引いた金額に所得割率を乗じたもの、

**保険料の計算方法**

保険料は、加入者の前年の所得や加入者の人数で計算します。「平成22年度市税等納税・納入通知書」が届きましたら、その内容について、表(1)・表(2)を参考にし、一度ご自分で計算してみてください。

「均等割」は加入者の人数に応じて負担していたり、加入世帯に均一に負担していたりもしています。

「所得割」は、加入者の前年の所得金額から基礎控除などを引いた金額に所得割率を乗じたもの、

「均等割」は加入者の人数に応じて負担していたり、加入世帯に均一に負担していたりもしています。

「所得割」は、加入者の前年の所得金額から基礎控除などを引いた金額に所得割率を乗じたもの、

**表(2) 保険料の計算方法**  
**保険料の計算は次のようになります**

保険料 = 医療分 + 支援金分 + 介護分

$$\begin{matrix} \text{医療分} \\ \text{支援金分} \\ \text{介護分} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{賦課総所得金額} \times \text{所得割率} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{加入者数} \times \text{均等割額} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{平等割額} \end{matrix}$$

※賦課総所得金額 = 総所得金額 - 基礎控除金額(330,000円)  
※介護分は、40歳から64歳までの国保被保険者にかかります  
※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てとなります

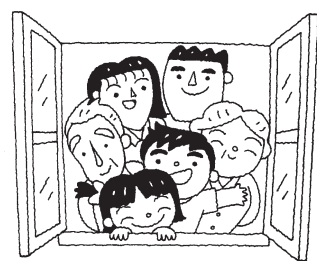
(例) 世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合(妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	軽減	医療分	支援金分	介護分	保険料(合計)
33万円	7割	25,800円	8,600円	3,500円	37,900円
82万円	5割	76,400円	25,800円	16,300円	118,500円
100万円	2割	114,500円	38,700円	23,700円	176,900円
200万円	-	199,700円	67,900円	47,300円	314,900円
300万円	-	267,700円	91,400円	68,500円	427,600円
400万円	-	335,700円	114,900円	89,700円	540,300円
500万円	-	403,700円	130,000円	100,000円	633,700円

\* 保険料軽減の判定基準は裏面に記載しています

**保険料の変更**

年度の途中で世帯や加入者に変更があったときは、保険料を月単位で計算し直して変更通知をお送りします。保険料は、加入の届け出をした日からではなく、国保の資格を取得した月から資格を失った月の前月までの計算となります。



75歳になることにより、国保から後期高齢者医療に変わる人は、75歳になる前の月までの保険料を納めていただくこととなります。

**保険料の過年度新規分**

前年度・前々年度にさかのぼって国保の資格を取得されたり、前々年分などの所得が変更された場合には、その年度の保険料が「平成22年度過年度新規分」として賦課されることとなります(通知書は、過年度新規分と平成22年度分の2通または3通送付される場合があります)。

# 保険料の軽減について

国保には、所得が一定額よりも少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度があります。これは、保険料のうち均等割と平等割を軽減するもので、医療分・支援金分・介護分それぞれに適用されます。すべて、所得の申告書などにより行いますので、必ず確定申告などの所得の申告をお願いします。

なお、先に説明しましたように、均等割は加入者の人数に応じて負担していただくもの、平等割は加入世帯に均一に負担していただくものです。

## 後期高齢者医療制度移行に伴う保険料の軽減措置について

国保加入者が後期高齢者医療に移行された場合は、移行前と同様の軽減措置が受けられるように5年間は、後期高齢者医療に移られた人の分も含んだ総所得金額および加入者数を使い判定します。また、今まで国保加入者であった人が後期高齢者医療に移行することによって、残された国保加入者が国保単身世帯となる場合、5年間、医療分と支援金分の平等割が半額になります。

表(3) 保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
7割軽減	[33万円] 以下
5割軽減	[33万円 + 24万5千円 × 世帯内の加入者数] (世帯主を除く) 以下
2割軽減	[33万円 + 35万円 × 世帯内の加入者数] 以下

## 保険料の納付について

### 保険料の特別徴収について

平成22年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、平成22年4月支給分の年金からすでに始まっています。

4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には、「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付しています。

特別徴収の対象となるすべての人に、6月中旬から下旬にかけて「国民健康保険料特別徴収決定通知書」を送付します。特別徴収の対象となる

### 国保加入者全員が65歳以上の世帯

○年金の支給額が年額18万円以上

○介護保険料と保険料の合計金額が年金の支給額の2分の1を超えない

この3つの条件全てを満たす世帯主(国保加入者)となります。

ただし、これまで口座振替により保険料を滞りなく納付されていた場合は、引き続き口座振替により納付していただくこととなります。

### 保険料の支払方法の変更について

保険料について、年金から天引きでお支払いいただいている人は、金融機関への届出後、国保医療課の窓口への届出により、保険料の支払方法を口座振替に変更すること

ができます。口座振替には、①金融機関への届出・通帳、届出印・被保険者証または特別徴収決定通知書②国保医療課への届出・被保険者証・印かん・口座振替依頼書控えが必要となります。7月未だに届出された場合、10月支給分の年金からの天引きを中止することができません。

### 保険料の納付は口座振替で

○申込手続き 口座振替は市の取扱金融機関に限ります。通帳、通帳届出印と納税通知書を持参のうえ、取扱金融機関備え付けの「市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関にお申し込みください。市外の取扱金融機関をご利用の場合は、税務課納付係(☎56)4024へご連絡ください。「口座振替依頼書」をお送りします。※口座振替の開始は「口座振替依頼書」が市役所に到着した月の翌月分からになります。

### 保険料の納付が困難な場合

○申込手続き 口座振替は市の取扱金融機関に限ります。通帳、通帳届出印と納税通知書を持参のうえ、取扱金融機関備え付けの「市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関にお申し込みください。市外の取扱金融機関をご利用の場合は、税務課納付係(☎56)4024へご連絡ください。「口座振替依頼書」をお送りします。※口座振替の開始は「口座振替依頼書」が市役所に到着した月の翌月分からになります。

### 保険料の減免

保険料の納付が困難な場合、次のような状況の人は、保険料を減免できる場合があります。ただし、所得割額が賦課されている人(給付制限を受けている人は除く)が対象です。必ず納付期限内(当初は6月30日まで)に、国保医療課窓口で相談してください。

### 保険料を滞納すると

保険料を滞納されると、納付状況に応じて有効期限が、3ヵ月・6ヵ月・12ヵ月に限定される短期被保険者証の交付となります。

この短期被保険者証の有効期限が切れるときには、更新の通知と保険料の納付のお願い、納付が困難な場合には相談にお越しいただくようご案内をしています。また、保険料が未納であっても国保の資格がありますので、有効期限が切れ、医療機関にかかるときは、必ず事前に、国保医療課窓口でご相談ください。

### 一部負担金の減免

国保加入者に特別の理由があつて、医療機関で一部負担金を支払うことが困難な場合は、国保医療課国保年金係窓口でご相談ください。

### 特定健診を実施しています

国保に加入されている40歳以上75歳未満の人を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診(特定健診)を、6月から10月まで実施します。被保険者証と自己負担

### 各種がん検診受診費用助成券

各種がん検診が6月1日から10月30日まで実施されています。ただし、今年の子宮がん検診・乳がん検診の対象者は西暦奇数年生まれの女性です。(子宮がん検診・乳がん検診の実施期間は11月30日まで)

日(例：拘置所などに拘禁されている人) ※所得の減少については市の定める基準を満たした場合に限られます ※住民税非課税の国保世帯の人は申請によって自己負担金が免除されます。国保医療課または保健センターへ申請してください。 ※昭和16年3月31日以前生まれの人は、無料で受診できます(申請は必要ありません) 国保健康センター ☎(55)1111

ジェネリック医薬品を使いましょう ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、厚生労働省により、新薬と効き目や安全性が同等と認められたもので、その価格は新薬のおよそ3割です。ジェネリック医薬品を使用することにより医療給付費とともに自己負担分も節減することができます。なお、国保被保険者証とともに、ジェネリック医薬品希望カードを配布しています。医療機関などでジェネリック医薬品希望カードを提示することにより、変更可能であれば新薬からジェネリック医薬品に切り替えることができます。ぜひご利用ください。

## 人間ドック・脳ドック受診者の募集を締め切りました

4月12日から募集しました平成22年度の人間ドック・脳ドック受診希望者の募集を締め切りました。定員700人に対し1,185人の申し込みがありました。また、高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックは、定員130人に対し266人の申込がありました。受診できる人は、国保運営協議会委員による抽選で決定しました。

抽選の際の優先順位は  
①平成21年度落選された人  
②平成21年度申し込まれていない人  
③平成21年度当選し、キャンセルされた人  
④平成21年度当選し、受診された人の順となっています(今年度75歳になる人は、高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックにおける申込は初めてになりますので、②に該当します)。

なお、人間ドックのみのコース、人間ドック・脳ドックの併用コースを受診される人は、特定健診および75歳以上の人を対象とした健康診査を受診することができませんのでご注意ください。

### 平成22年度人間ドック・脳ドック申込結果

健診種別	国保加入者のドック		高齢者(75歳以上)のドック	
	申込者数	定員	申込者数	定員
人間ドック	251人	200人	33人	30人
脳ドック	246人	150人	83人	30人
人間ドック・脳ドック同時受診	688人	350人	150人	70人
合計	1,185人	700人	266人	130人